

明治大学公認会計士会会則

昭和 49.12.25 成立・施行
昭和 52.1.21 改正・施行
昭和 53.3.18 改正・施行
昭和 56.2.10 改正・施行
昭和 62.1.20 改正・施行
平成 1.3.6 改正・施行
平成 6.4.18 改正・施行
平成 8.4.15 改正・施行
平成 13.4.20 改正・施行
平成 18.7.7 改正・施行
平成 21.7.7 改正・施行
令和 2.8.26 改正・施行
令和 5.7.21 改正・施行

(名称)

第1条 本会は、明治大学公認会計士会と称する。

(目的)

第2条 本会は、学術等に関する研究会又は講演会・会報又は図書の発行・諸資料の蒐集とその頒布などを通じて会員の知識の高揚と会員相互の親睦をはかり、併せて、明治大学への翼賛と明治大学経理研究所の運営に助力する。

(所在地)

第3条 本会の所在地を、東京都千代田区神田駿河台1-1とする。

2. 本会の所在地にある明治大学国家試験指導センター経理研究所内に事務局をおく。

(会員)

第4条 本会の会員は次の者とする。

(1) 明治大学(大学院及び専門職大学院を含む。以下、同じ)出身者又は同在学者たる公認会計士

(2) 前号以外の明治大学出身者又は同在学者たる会計士補、公認会計士試験に合格した者及び公認会計士・会計士補となる資格を有する者

(会員の入会及び退会)

第5条 前条に定める者は、公認会計士試験の合格とともに本会の会員となる。

2. 会員は、次のいずれかに該当するときは、本会を退会する。

(1) 死亡したとき。

(2) 退会を申し出たとき。

(総会)

第6条 本会の総会を、定時総会と臨時総会とに区別する。定時総会は、原則として事業年度終了後3ヶ月以内にこれを開催し、臨時総会は必要の都度これを開催する。

2. 総会の招集は、会長がこれを行う。

3. 総会は、会長が議長となり、出席会員の過半数により議決する。
4. 前項にかかわらず、本会則の改正は、出席者の3分の2以上の決議をもってこれを行う。

(役員)

第7条 本会は、総会の議決により会員中より次の役員を選任する。

会長 1名
副会長 10名以内
理事 50名以内
監事 3名以内

2. 会長は、総会の承認を得て、会長の職務を代行させる者を副会長のうちから指名することができる。
3. 会長は、職務の分担を行わせる等のため、理事中より常務理事若干名を指名することができる。
4. 役員任期は、就任後2回目に開催する定時総会終結の時迄(1期)とし重任を妨げない。但し、会長の任期は2期以内とする。

(理事会)

第8条 本会の理事会は、会長、副会長及び理事により構成する。

2. 理事会の招集は、会則改正のほか会長が必要と認めた事項を審議するため、会長がこれを行う。
3. 理事会は、会長が議長となり、出席者の過半数により議決する。
4. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(名誉会長・相談役・顧問)

第9条 総会の議決により、役員以外の会員中より、名誉会長及び相談役を、また、会員以外の者より顧問を若干名宛推戴することができる。

2. 現に相談役である者が役員に選任されたときは、役員に就任と同時に相談役の地位を失う。

(専門委員会)

第10条 理事会の議決により、各種の専門委員会を設けることができる。

2. 専門委員会の委員長、副委員長及び委員の委嘱又は解任は、会長がこれを行う。

(会計)

第11条 本会の事業年度は毎年5月1日より翌年4月末日までとする。

第12条 本会の経費は、会員の会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2. 本会の会費は、会員の事業年度開始の日の状況に応じて次の通りとする。
公認会計士 年額 10,000円
その他の会員 年額 2,000円
3. 会員は、入会した事業年度の翌事業年度より会費を納入するものとする。但し、事業年度開始の日において明治大学に在学中の会員の会費は免除する。

- 第 13 条 会長は、事業年度終了後、当該事業年度にかかわる財務諸表を作成しなければならない。財務諸表は、収支計算書及び貸借対照表とする。
2. 会長は、定時総会に事業計画案、収支予算書及び前事業年度の決算に係る財務諸表を提出して、その承認を求めなければならない。
 3. 会長は、定時総会において前事業年度の事業報告を行うものとする。

(平成 13.4.20 改正附則)

平成 13 年度事業年度は、第 10 条の定めにもかかわらず、平成 13 年 3 月 1 日より平成 14 年 4 月末日までの 14 ヶ月とする。

(令和 5.7.21 改正附則)

第 5 条第 1 項は、令和 5 年 7 月 21 日以後に適用し、同日の前日以前に会員となった者はこれによらない。